

へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書（案）

へき地教育振興法は、昭和29年に憲法及び教育基本法の理念である教育の機会均等を、へき地の教育に保障するために制定され、都道府県の任務として、へき地教育の特殊事情に適した学習指導、教材等についての調査、研究及び資料整備、へき地学校に勤務する教職員定員決定への特別の考慮、教員の研修に係る機会と経費の確保などが規定されています。また、へき地手当の月額は、文部科学省令で定める基準を参照して条例で定めています。

しかしながら、長野県は平成18年度から、1級地のへき地手当率を文部科学省令で定める基準の8分の1となる1パーセントにするなど、大幅に減額しました。現在、地域手当の一率分を加えると基準の3分の1程度まで回復していますが、へき地手当の原資は基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では文部科学省令で定める率に準拠して支給しています。

へき地教育振興法制定から60年が過ぎ、生活環境や交通事情は改善され、また情報通信網等も格段の進歩を遂げていますが、一方で人口の都市部集中、へき地での各種サービス機能の低下や学校の統廃合など、都市部とへき地との格差は拡大し、その相対的へき地性は一層拡大しています。

へき地教育振興法の趣旨に鑑み、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、平成31年度予算編成においては、下記の事項を実現するよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 都市部との格差、いわゆる相対的へき地性が一層拡大している実情を十分把握しつつ、文部科学省令の参照基準及び近隣県との均衡を考慮し、へき地手当及びへき地手当に準じる手当の支給率を平成17年度以前の定率に戻すこと。

平成30年6月22日

長野県知事宛

長野市議会議長 小林治晴